

# 平成29年度 年金委員・健康保険委員表彰

11月10日(金)、和歌山ビッグ愛大ホールにおいて、社会保険事業の推進に功績のあった方に、日本年金機構理事長、日本年金機構理事、全国健康保険協会理事長、全国健康保険協会和歌山支部長表彰が行われました。受賞者の方々をご紹介します。

受賞者(順不同・敬称略)

### ★日本年金機構理事長表彰

- 米田 直史 (医療法人殿田会 殿田胃腸肛門病院)
- 倭 新一 (光重建設 株式会社)
- 早川 正志 (ミナベ化工 株式会社)

### ★日本年金機構理事表彰

- 松本 日南子 (紀州繊維工業協同組合)
- 下名 道裕 (総本山 金剛峯寺)
- 沖村 悦子 (浅川道路 株式会社)
- 淀沢 功一 (和歌山県国民年金基金)
- 釣本 博之 (公立紀南病院組合)

### ★全国健康保険協会理事長表彰

- 野上 哲志 (紀陽ダイキン空調 株式会社)
- 太田 明美 (内藤会計事務所)

### ★全国健康保険協会和歌山支部長表彰

- 福田 公美 (株式会社 ニーフテック)
- 福塚 美弥 (株式会社 玉林園)
- 石川 貴昭 (医療法人 曙会)
- 西谷 俊二 (株式会社 岡本設計)
- 山下 順子 (社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会)

## 社会保険クイズ

賞与に関するクイズです。事業主が被保険者に「賞与」を支給した場合には、「被保険者賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要になります。次のうち誤っているのはどれでしょうか。番号でお答えください。

- ① 同一月内で2回以上の支払いがあった場合は合算した額で賞与支払届を提出する。
- ② 常時雇用されていても75歳以上の被用者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者でないため「賞与支払届」の提出は不要である。
- ③ 賞与の保険料は、実際に支払われた賞与額から、1,000円未満を切り捨てた額の「標準賞与額」に保険料率を掛けて算出する。
- ④ 育児休業期間中に賞与の支払いがあった場合は、保険料の対象とならないが「賞与支払届」の提出は必要である。

出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

### ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤ご感想・ご意見等を記入の上、平成30年1月31日(水)までに下記までご応募ください。正解者多数の場合、抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にさせていただきます。)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5階 一般財団法人和歌山県社会保険協会

### 10月号のクイズの答え

正解は ①高年齢雇用継続給付 ②⑥でした。  
■ 雇用保険の高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、最高で賃金の15%に相当する額が受け取れるものです。厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受け取っている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)を受け取る時は、在職による年金の支給停止に加えて、年金の一部が支給停止されます。支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%にあたる額です。



### お知らせ

年金保険制度について「年金教室」の開催、新しく社会保険事務を担当される方を対象に「新任事務担当者講習会」の開催、健康づくりを応援する「スキー場リフト割引券」・施設利用会員証のお知らせがあります。詳細はホームページ、同封のチラシをご覧ください。

## 健保と年金

# ほっと便

2017

12



丹後の新田道で秋と出会う  
～和歌山から大阪へ横断ウォーク～  
(平井峠～上孝子～高仙寺(孝子観音))  
2017年11月19日開催

### 主な内容

- P2 賞与支払届の提出をお忘れなく!
- 70歳以上の方の届出もれはありませんか?
- 平成29年4月から、短時間労働者の適用対象が広がっています
- P3 協会けんぽのマイナンバー取扱いのお知らせ
- P4 平成29年度 年金委員・健康保険委員表彰
- お知らせ/社会保険クイズ



## 日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号  
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号  
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

### 事業主の皆さまへ

## 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!

賞与を支払った場合	支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を提出
賞与の支払いがなかった場合	支給・不支給欄の「不支給1」に○印をつけて「被保険者賞与支払届総括表」のみを提出

## 70歳以上の方の届出もれはありませんか?

70歳以上の年金受給者についても、在職による支給停止制度が創設されました。そのため70歳以後も継続雇用した時や新たに雇用した場合、また70歳以後に退職した方について「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届」の提出が必要です。さらに、在職中の報酬や賞与等の支払について「70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出も必要になります。

※ 提出が遅れた場合、年金額に悪影響を及ぼす場合がありますので、届出もれがないようお願いします。

## 平成29年4月から、短時間労働者の適用対象が広がっています (労使合意に基づく適用拡大)

### 制度内容のお知らせ

/// 500人以下の企業でお勤めの短時間労働者の適用拡大 ///

平成29年4月から、厚生年金保険の被保険者数が常時500人以下の企業であっても、**労使で合意**がなされれば、以下の要件を全て満たす短時間労働者も厚生年金保険・健康保険に加入できるようになりました。

### 労使合意が必要

「労使合意」とは、従業員<sup>※2</sup>の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意することです。手続きにあたっては、次の同意を得たことを証する書類(同意書等)を添付の上、「任意特定適用事業所申出書/取消申出書」<sup>※3</sup>を提出してください。

- i. 従業員の過半数で組織する労働組合の同意
  1. に該当する労働組合がない時はii、iiiのいずれかの同意
- ii. 従業員の過半数を代表する者の同意
- iii. 従業員の2分の1以上の同意

※1 「短時間労働者」とは、勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④の全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと

※2 「従業員」とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

※3 「任意特定適用事業所申出書/取消申出書」、「同意書」等の様式、および労使合意に基づく適用拡大Q&A集は、機構ホームページに掲載しております。また、適用拡大についての詳しい内容は、厚生労働者のホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 …… 073-474-1824  
和歌山西年金事務所 …… 073-447-1640  
田辺年金事務所 …… 0739-24-0434



## 全国健康保険協会 和歌山支部 協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階  
http://www.kyokaikenpo.or.jp/shibu/wakayama

協会けんぽわかやま 検索

メールマガジンで月に1回、健康保険についての役立つ情報を配信しています。和歌山支部ホームページからぜひご登録ください!



## 協会けんぽのマイナンバー取扱いのお知らせ

マイナンバーについては、平成29年7月18日から情報連携の試行運用を実施しています。情報連携の本格運用後の取扱いは、以下のとおりとなります。

### 1 協会けんぽ各支部へ高額療養費等を申請する場合の取扱い

以下の対象業務について税情報の照会により(非)課税証明書の添付書類の省略が可能となる見込みです。ただし、①～④のうち、70歳以上の方が対象となる低所得者1の申請をする場合及び⑥については、平成30年6月まで、引き続き(非)課税証明書等の添付書類が必要です。

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請



※ ①～④のうち、診療月(②は基準日)が平成29年7月以前の申請については、マイナンバーの情報連携が利用できないため、今後も引き続き、被保険者の(非)課税証明書等の添付が必要です。

### 2 市区町村など(協会けんぽ以外)へ国民健康保険の加入等を申請する場合の取扱い

#### ● 退職後に国民健康保険に加入する場合(全加入者)

マイナンバーの情報連携において、資格喪失日等の確認に一定の時間を要することから、現在お勤めの会社を退職後に、お住まいの市区町村で国民健康保険の加入手続(健康保険証の切替手続)を行う場合は、**市区町村窓口**に添付書類(※)の提出をお願いいたします。

※ 退職に伴う国民健康保険加入の場合の添付書類(例)

- ・退職証明書[発行:退職した会社]
- ・資格喪失確認通知書[発行:日本年金機構]
- ・離職票[発行:ハローワーク]のいずれか。

#### ● 市区町村等で要介護認定等の申請手続をする場合(被扶養者のみ)

被扶養者の方が市区町村等において、介護保険の要介護認定等(※)の申請手続を行う場合は、**市区町村等の窓口**に添付書類の提出をお願いいたします。手続に必要な添付書類、及び添付書類が必要な手続の詳細については、申請先の市区町村等の窓口にお問い合わせください。

(※)生活保護に関する申請手続、障害児入所医療費の支給に関する申請手続等

【お問い合わせは】…………… 業務グループ 073-421-3102